



厚生労働省群馬労働局発表
平成29年8月10日

【照会先】

群馬労働局労働基準部監督課

監督課長 永田 卓也

主任労働基準監察監督官 光山 正明

電話 027-896-4735

報道関係者 各位

**清水・鉄建・IHI異工種建設工事共同企業体及び八ッ場ダム建設工事安全協議会
に対し、労働時間管理等の徹底を要請しました**

群馬労働局（局長 半田 和彦）は、本日、清水・鉄建・IHI異工種建設工事共同企業体及び八ッ場ダム建設工事安全協議会に対して、労働時間管理等の周知と徹底に関する要請を行いました。

建設工事においては、一般的に、工期末が近づくほど工事が繁忙となり、時間外・休日労働の増加による過重労働が懸念されるところです。

八ッ場ダム建設工事についても完成予定まで3年を切り、工期内の竣工に向け、今後、工事の繁忙が見込まれることから要請したものです。

なお、本要請は、群馬労働局管内の建設工事業者の模範として、取組の一層の徹底を期待するものです。

要請の内容は、清水・鉄建・IHI異工種建設工事共同企業体及び八ッ場ダム建設工事安全協議会ともに以下のとおりです。

【要請内容】

- 1 違法な長時間労働が行われることのないように徹底すること。
- 2 長時間労働の抑制に努めること。
- 3 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録するなど、労働時間管理の徹底を図ること。
- 4 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対しては、労働安全衛生法に基づく面接指導等を行うとともに、労働時間の短縮等の適切な措置を講じること。
- 5 労働安全衛生法に基づく健康診断の結果、所見が認められた労働者に対しては、「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」に基づき、適切な就業上の措置を講じること。
- 6 労働者の精神的健康の保持増進のため、ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策の取組など職場環境の改善に努めること。
- 7 特に、夏季においては、熱中症予防の観点からも十分な睡眠を取ることができるよう労働時間管理に努めること。